

令和6年度答申第19号
令和6年7月11日

諮問番号 令和6年度諮問第20号（令和6年6月25日諮問）
審査庁 厚生労働大臣
事件名 障害者雇用調整金の不支給決定に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

理 由

第1 事案の概要

1 本件審査請求の骨子

本件は、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「機構」又は「処分庁」という。）に対し、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「法」という。）50条1項の規定に基づき支給される障害者雇用調整金（以下「調整金」という。）の支給申請（以下「本件申請」という。）をしたところ、処分庁がこれを不支給とする決定（以下「本件処分」という。）をしたことから、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

2 関係する法令の定め

（1）納付金関係業務

ア 法49条1項は、厚生労働大臣は、法37条2項で定める対象障害者の雇用に伴う経済的負担の調整並びにその雇用の促進及び継続を図るため、同項各号に掲げる業務（以下「納付金関係業務」という。）を行う旨規

定し、同項1号は、事業主に対する調整金の支給について規定する。

イ 法49条2項は、厚生労働大臣は、納付金関係業務の全部又は一部を機構に行わせるものとする旨規定する。

(2) 障害者雇用調整金の支給

ア 法50条1項（令和4年法律第104号（令和6年4月1日施行）による改正前のもの。以下同じ。）は、機構は、政令で定めるところにより、各年度（4月1日から翌年3月31日までをいう。以下同じ。）ごとに、法54条2項に規定する調整基礎額に当該年度に属する各月ごとの初日におけるその雇用する対象障害者である労働者の数の合計数を乗じて得た額が同条1項の規定により算定した額を超える事業主に対して、その差額に相当する額を当該調整基礎額で除して得た数を単位調整額に乘じて得た額に相当する金額を、当該年度分の調整金として支給する旨規定する。

イ 上記の政令の定めとして、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（昭和35年政令第292号。以下「施行令」という。）14条（令和5年政令第239号（令和6年4月1日施行）による改正前のもの。以下同じ。）は、調整金は、各年度ごとに、厚生労働省令で定めるところにより、翌年度の初日から45日以内に支給の申請を行った事業主に支給するものとする旨規定する。

ウ 上記の厚生労働省令の定めとして、障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和51年労働省令第38号。以下「施行規則」という。）15条1項は、調整金の支給を受けようとする事業主は、機構の定める様式による申請書（障害者雇用調整金支給申請書）を機構に提出しなければならない旨規定し、同条3項は、申請書の提出は、法56条1項の申告書（障害者雇用納付金申告書）の提出と同時にしなければならない旨規定する。

3 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は以下のとおりである。

- (1) 令和5年度の障害者雇用納付金及び調整金の申告申請期間は、令和5年4月1日から同年5月15日まで（施行令14条）であったが、同年4月5日から同月17日までの間、障害者雇用納付金電子申告申請システム（以下「システム」という。）に不具合が発生した。

（機構のメールマガジン（令和5年4月28日配信））

(2) 機構は、上記(1)のシステムの不具合に伴い、令和5年4月20日から同年5月15日までの期間、①機構ウェブサイトにおいて、システムの不具合の影響により障害者雇用納付金及び調整金の申告申請期限(同年5月15日。以下同じ。)までに申告申請書の提出が困難な事業主に対し、申告申請期限までに申立書を提出することにより、同年6月30日まで申告申請を受け付ける旨(以下「本件延長」という。)周知するとともに、②システムのトップページの仕様を変更し、「5月15日までに申告申請書を提出できない場合は、申立書を5月15日までにご提出ください。」と表示し、この表示上の「OK」ボタンを押下しなければ申告申請作業に進めない仕様とした。

(システムのトップページ、機構ウェブサイトのトップページ、障害者雇用納付金等の申告申請の期限の取扱いについて)

(3) 審査請求人は、常用雇用労働者の総数が100人超の事業主であるところ、処分庁に対し、申告申請期限までに上記(2)の申立書を提出せず、システムにおいて調整金の支給申請書を作成後、同年6月2日、調整金の支給申請(本件申請)をした。

(令和5年度障害者雇用調整金支給申請書、申告申請履歴詳細情報)

(4) 処分庁は、令和5年12月11日付けで、本件申請につき、「令和5年度における申請について、期限を徒過し、支給申請されたため。」との理由を付して、本件処分をした。

(不支給決定通知書)

(5) 審査請求人は、令和6年1月9日、審査庁に対し、本件処分を不服として、本件審査請求をした。

(審査請求書)

(6) 審査庁は、令和6年6月25日、当審査会に対し、本件審査請求を棄却すべきであるとして、本件諮問をした。

(諮問書、諮問説明書)

4 審査請求人の主張の要旨

本件処分について、以下の理由により取消しを求める。

令和5年度の調整金の申請期限は、令和5年5月15日であるが、会社の決算事務、資金繰りで奔走し調整金の支給申請事務ができず、5月31日決算及び資金繰りの目処が立ったところで本件申請をしたため、申告申請期限経過後の申請(同年6月2日処分庁受理)となった。申請遅延のお詫びの連絡を入れ

るも、本件延長の事前申立てをしなかったため認められなかった。しかし、本件延長の適用には事前申立てが必要であることの通知案内はなく、本件延長の申立てをしなかったことは当方の過失ではない。

処分庁は、本件延長の案内について機構ウェブサイトに掲載したというが、機構ウェブサイトの閲覧をしなくとも支給申請はできるため見たことはなく、また、見る義務もなく、案内周知が不十分である。申請書類は郵便で届くので、全対象企業に郵便にて「本件延長及び事前申立ての必要」を周知することが正しい周知方法である。

本件延長の事前申立ての機会を逸し、結果として本件処分を受けたのは、処分庁の対応が不十分だったことが原因である。

(審査請求書)

第2 審査庁の諮問に係る判断

1 本件処分の違法性又は不当性について

審査請求人は、申請書類は郵便で届くため、全対象企業に郵便にて本件延長及び事前申立ての必要を通知することが正しい周知方法であり、処分庁の対応が不十分だったことにより申立書の提出の機会を逸し、本件処分を受けた旨主張している。

調整金は、各年度ごとに、翌年度の初日から45日以内に支給の申請を行った事業主に支給すると定められており（施行令14条）、通常は5月15日を過ぎると事業主は支給申請を行うことができないところ、令和5年度申請においては、システムに不具合が生じたため、処分庁はシステムを利用して申告申請期限までに申請しようとする事業主に対し、申立書を当該期限までに提出することで特例的に令和5年6月30日まで受け付ける対応を行った。

処分庁は、令和5年4月20日から同年5月15日まで、システム上において、上記の対応を周知しており、本件延長を必要とする者は申告申請期限前に必ずシステムにアクセスするため、本件延長を必要とする者が上記の対応を把握できる状況であったこと、また、障害者雇用納付金等の申告申請に関する重要なお知らせは、機構ウェブサイトに掲載する旨を令和5年度障害者雇用納付金制度の申告申請書の記入説明書（以下「記入説明書」という。）に記載し事前に周知した上で、機構ウェブサイトにおいてもシステム上と同様の周知を行っていたことから、郵便により周知しなかったことが不当とはいえない。

また、そもそも審査請求人は、令和5年5月31日に申請書作成に着手したと述べており、それまでシステムにアクセスをしていないことから本件延長に

について把握していなかったものと思われるところ、上記のとおり機構の周知は本件延長を必要とする者が申告申請期限前に必ずシステムにアクセスすることとなることを踏まえて行われており、本件延長について把握していなかったことをもって実際上も延長を必要とする事情になかった者と考えられる。

2 まとめ

以上によれば、本件処分には違法又は不当な点は認められない。

よって、本件審査請求には理由がないため、棄却すべきである。

第3 当審査会の判断

1 本件諮問に至るまでの一連の手続について

本件審査請求から本件諮問に至るまでの一連の手続に特段違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。

2 本件処分の適法性及び妥当性について

- (1) 前記第1の2(2)イ及びウに記載のとおり、調整金は、各年度ごとに、翌年度の初日から45日以内に申請書を提出して支給の申請を行った事業主に支給するものとされている(施行令14条、施行規則15条1項)。したがって、本件では、審査請求人が令和5年度の調整金の支給を受けるためには、令和5年5月15日までに申請書を提出して支給の申請を行わなければならない。審査請求人が申請書を提出したのは、同年6月2日であり、同年5月15日までに申請書を提出していないのであるから、調整金の支給を受けることはできない。
- (2) 審査請求人は、第1の4に記載のとおり、本件延長の申立てをしなかったため申告申請期限経過後の申請が認められなかったが、本件延長の適用には事前申立てが必要であることが通知されておらず、周知が不十分である旨主張している。

審査請求人のいう本件延長とは、第1の3(2)に記載のとおり、令和5年4月5日から発生したシステムの不具合によりシステムによる申告申請書作成作業ができない期間が生じたため、申告申請期限である同年5月15日までに申告申請書を作成して提出しようとする者に対し、同日までに申立書を提出すれば同年6月30日まで申告申請を受け付けることとした措置である。

この措置については、第1の3(2)に記載のとおり、令和5年4月20日から同年5月15日の申告申請期限までの期間、システムを利用して申告申請に着手した者はシステム上必ず確認できるようになっていた上、機構

のウェブサイト上にも上記と同期間、「障害者雇用納付金電子申告申請システムのシステム不具合により申告申請期限（令和5年5月15日）までに申告申請書の提出が困難な事業主の皆様へ 同申告申請期限までに指定の申立書を提出いただければ、令和5年6月30日まで申告申請を受け付けいたします。」と掲載されていた。同措置についての周知が不十分ということではできないし、審査請求人の主張によれば、そもそも審査請求人は多忙等の理由により申告申請期限を徒過してからシステムにおいて申請書の作成にとりかかったこととなるから、審査請求人が申告申請期限を徒過したのはシステムの不具合とは無関係であって、システムの不具合により申告申請期限までに申請書の提出が困難となった事業主ではない。

調整金の支給を受けるためには令和5年5月15日までに申請書を提出しなければならないことは、記入説明書にも、「申告申請期間 常用雇用労働者の総数100人超の事業主の場合 令和5年4月1日～令和5年5月15日 申告申請期間を過ぎた申請に対しては、障害者雇用調整金等の支給はできません。」と明記されており、記入説明書は、審査請求人にも郵送されているものと認められる。

審査請求人の主張は採用できず、本件処分に違法又は不当な点はない。

3 付言

本件処分の通知書には、行政不服審査法（平成26年法律第68号）82条1項に基づく教示は記載されているが、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）46条1項に基づく教示は記載されておらず、同教示がされなければ、処分の名宛人が取消訴訟を提起する機会を逸する事態を招きかねない。処分庁は、取消訴訟の教示をする必要がある。

4 まとめ

以上によれば、本件処分が違法又は不当であるとはいえず、本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第2部会

委	員	戸	谷	博	子
委	員	木	村	宏	政
委	員	下	井	康	史